

1. 豊中庁舎跡地整備事業について

(1) これまでの経緯の概要

① 豊中庁舎跡地整備事業検討委員会

■委員の構成

高瀬、山本、三野、豊中、詫間、仁尾、財田の各公民館長 計7名  
豊中町PTA連絡協議会代表  
三豊市愛育会代表  
豊中町老人クラブ連合会代表  
以上 計10名

■審議の過程

第1回 平成20年 8月27日（諮問）  
第2回 平成20年 9月 4日  
第3回 平成20年 9月16日  
第4回 平成20年10月 6日  
第5回 平成20年10月16日  
第6回 平成20年11月 5日（先進事例視察）  
第7回 平成20年11月13日  
第8回 平成21年 1月29日（報告書とりまとめ）  
平成21年 2月 3日 市長報告（報告書受理）  
平成21年 2月10日 部長会へ報告説明

② 豊中庁舎跡地整備研究会

■委員の構成

各関係課の課長補佐級の職員により構成する。

総務部 総務課、管財課

政策部 財政行革課

市民部 市民課、環境衛生課、人権課、豊中支所市民サービス課

健康福祉部 健康課、介護保険課、福祉課、子育て支援課

建設経済部 農業振興課、建築課

水道局 監理課、工務課

教育委員会事務局 教育総務課、学校教育課、生涯学習課

以上 計18名

■審議の過程

平成21年4月13日 部長会において研究会の設置検討  
第1回 平成21年 5月 1日  
第2回 平成21年 5月20日  
第3回 平成21年 6月 3日

第4回 平成21年 7月 1日

第5回 平成21年7月17日（特別仕様書案調整）

(2) 実施設計業務の発注予定

9月17日執行予定

(3) 実施設計業務特別仕様書

別紙のとおり。

## 2. その他

(1) 中小企業振興事業について

① 三豊市中小企業振興協議会（仮称）の設立準備

■委員の構成案（商工会の推薦による。）

■主たる検討事項

三豊市中小企業振興協議会（仮称）設立のための準備協議

○設立目的

○組織

○役員構成

○会議の運営

○その他協議会設立に必要な事項

② 三豊市ものづくり大賞の創設

■ものづくりに功績のあった者を表彰・披露する制度

■募集を行う。（募集要項検討中）

■11月28日の自治会長会において行う。（予定）

③ 三豊市ビジネスマッチング支援事業

■11月4日（水）～6日（金）

■東京ビッグサイト及び新宿NSビル

■出展申し込み状況（別紙）

④ 先進技術（製品）等の導入

先進的技術により開発が行われた製品等を、行政機関に積極的に導入し、緊急経済対策と地場産業の育成・強化を行う。

■原則として自社開発を行った製品

■PRの手段として利用

2009 三豊市ビジネスマッチング支援事業

【出展申し込み状況】

期 日 平成21年11月4日(水) ~ 6日(金)

場 所 東京ビッグサイトほか

No.	見本市名	企業名	備考
1	中小企業総合展 2009 in TOKYO (東京ビッグサイト第1,2ホール) 主催 中小企業基盤整備機構	(株)福本ボデー	電動清掃車 電動リアカー
2		(株)マルモ印刷	特殊印刷技術・加工技術 3D印刷、不織布印刷など
3		(株)イナダ	バッテリー テーブル・ハンドパレットリフト
		(株)ハイテックは、香川県のトライアル発注により参加する。	
4	第12回産業交流展2009 (東京ビッグサイト第4,5ホール) 主催 東京都庁	さぬき麺機(株)	うどんロボ 讃岐職人 手打麺機さぬき M-305 AP-6
5	ビジネスフェア from TAMA (新宿NSEビル・イベントホール) 主催 西武信用金庫	(株)ハイテック	軟水機 マイクロバブルフィットバス 小型オゾン発生型消臭装置

## 健康生きがい中核施設(マリンウェーブ)の譲与について

### 施設概要

施設名称	香川県立三豊圏域健康生きがい中核施設「マリンウェーブ」
供用開始	平成 12 年 8 月 2 日
建物構造	鉄筋コンクリート造、一部鉄骨鉄筋コンクリート造地上 2 階
建物面積	建築面積 3,788.80 m <sup>2</sup> ・延床面積 6,145.46 m <sup>2</sup>
建設費	3,046,000,000 円
周辺整備	駐車場・公園整備 50,213,100 円（詫間町で実施）

### 譲与方針

- ・健康生きがい中核施設を地元市町に譲与(無償)する。
- ・譲与に当たって、大規模修繕等に備える目的の基金を造成するための交付金を当該市町に交付する。
- ・県は、譲与を受ける受けないにかかわらず、今後の大規模改修は行なわない。

### 譲与条件

- ・施設は、引き続き公の施設として住民の利用に供すること。
- ・施設の設置・管理期間については、具体的な存続期間の設定は行なわないが、施設は引き続き、高齢者をはじめ県民一人一人の健康づくり、生きがいづくり及びふれあいづくりを支援するための施設(公の施設)として、可能な限り長期にわたり住民の利用に供すること。

### 譲与に係るスケジュール(案)

平成 21 年 10 月末	譲与申請提出(市→県)
平成 22 年 2 月	県議会 予算議案(譲与交付金) 関係条例の削除
平成 22 年 3 月	市議会 公の施設設置条例・基金条例等の提出
平成 22 年 4 月 1 日	譲与契約書の締結

### 健康生きがい中核施設譲与交付金 90,000 千円

交付金額は、将来発生する大規模修繕等に備える目的で、基金として積み立てる。同基金は、施設の大規模改修等に要する経費に充当する。(修繕費用が概ね 100 万円を超えるもの)